

2019 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（I）

実施機関名（ 鹿児島県教育委員会 ）

1. 問題意識・提案背景

(1) 合理的配慮の提供に関すること

- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」と記す）の施行に伴い、県内全ての公立学校において対象児童生徒に対する合理的配慮の提供を適切に行う必要がある。
- ・ 「障害者差別解消法」の施行に伴い、当県においては、「鹿児島県教育委員会対応要領」を策定するとともに、平成 28 年度には「合理的配慮協力員」を県内 4 教育事務所に配置し、「障害者差別解消法」の周知を行ったり、学校等からの相談に対応したりできる体制を整えた。その後も、合理的配慮の提供を含む学校の特別支援教育体制の推進のための継続した取組が必要である。
- ・ 平成 28 年度には、県内全ての教育事務所（7）と市町村教育委員会（43）、県立高等学校（61）を特別支援教育室長と担当指導主事が訪問し、「障害者差別解消法」の周知及び適切な対応について依頼を行うとともに、各学校等の実情に応じた合理的配慮の提供について、直接、指導助言を行った。平成 28 年度以降も、小・中学校及び高等学校を計画的に訪問し、学校の実情を把握するとともに適切な対応について協議を行いながら取り組んできた（3 年間で 38 校）。
- ・ 上記の「障害者差別解消法」周知のための学校訪問や職員研修等を通して、合理的配慮の提供を含む一人一人の教育的ニーズに応じた丁寧な支援や特別支援教育推進のための校内体制の整備等に関する重要性への認識の深まりは見られているものの、学校種によって考え方に差異が見られ必要な支援が十分に引き継がれなかったり、具体的な実践レベルでの取組への反映が難しかったりする現状がある。

(2) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携）に関すること

- ・ 当県では、就学や進学等の移行期において、支援が必要な幼児児童生徒に関する情報をコンパクトにまとめて引き継ぐためのツールとして、「移行支援シート」を作成し、活用を図っている。
- ・ 平成 29 年度文部科学省委託事業「系統性のある支援研究事業」において成果刊行物として作成した学校間連携に関するリーフレットを各学校等に配布するとともに、各種研修会等の資料として活用し、学校間連携の重要性について学校や教職員の意識を高めるよう取り組んでいる。
- ・ 平成 30 年度、各学校における前在籍校（園）から引継ぎを受けた学校数の割合は、幼・保等から小学校等が 54.3%（275 校）、小学校等から中学校等が 73.8%（163 校）、中学校等から高等学校が 53.0%（36 校）であり、支援の必要な幼児児童生徒の確実な引継ぎという面では、課題が多くある。特に、中学校から高等学校への移行支援シートの活用促進を図っていく必要がある。
- ・ 各学校（園）で提供されていた合理的配慮についての情報が、就学、進学時に十分に引き継がれず、新たな学びの場において、一人一人に応じた支援が行われずに、対象児童生

徒及び進学先の学校が苦慮した例がある。

(3) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（就職支援）に関すること

- ・ 平成 30 年度は、高等学校での特別支援教育の推進のために、特別支援教育や発達障害等に関する書籍を購入し、高等学校の職員研修で活用したり、外部講師による校内研修会を計画したりした。高等学校での特別支援教育の推進と支援が必要な生徒への共通理解・共通対応のために、引き続き高等学校の教職員に対する理解・啓発を推進していく必要がある。
- ・ 県内の公立高等学校を対象とした当県独自の調査によると、平成 30 年度は発達障害の可能性のある生徒の在籍状況は、全体の 1.8%（平成 29 年度は 1.6%）であり、年々増えている状況にある。また、高等学校での特別支援教育推進上の課題としては、「職員の特別支援教育に関する経験や知識が少ない。」が 75.7%、「本人が他の生徒と違う特別な支援を望まない。」が 50.0%と多く、高等学校の実情に応じた研修会の充実と支援の必要な生徒の自己理解を深める取組の推進が求められている。
- ・ 高等学校においては、発達障害等のある生徒の就職支援について、進路指導担当者のノウハウが少なく、企業等の発達障害に対する理解も十分とは言えない状況にある。

2. 目的・目標

(1) 合理的配慮の提供に関すること

- ・ 各学校における合理的配慮の提供に関する様々な取組を収集し、合理的配慮の提供に関する決定の過程や調整・変更の過程において、必要な指導助言を行い、特別な支援が必要な児童生徒への適切な合理的配慮の提供がなされるようにする。
- ・ 収集した事例を踏まえて、研修会等の機会を活用し、好事例について全ての学校の教職員等に対して積極的に周知を図り、各学校での合理的配慮の提供が円滑に行われるようにする。

(2) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携）に関すること

- ・ モデル地域を指定し、中学校等から高等学校への引継ぎに焦点を当て、合理的配慮の提供を含む引継ぎ状況及び高等学校における特別支援教育の実情を把握する。
- ・ 「移行支援シート」等の作成・活用を推進し、就学前から高校卒業後までの必要な支援の内容を引継ぐ体制を構築する。

(3) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（就職支援）に関すること

- ・ 高等学校の教職員を対象とした研修の機会を積極的に設けるなどして、「障害者差別解消法」や発達障害等に関する理解・啓発を進め、各校において、円滑に合理的配慮の提供がなされるようにする。
- ・ 当県独自に作成した「自分の得意・不得意気づきシート」、「サポートシート」、「就職支援シート」を活用した、発達障害等の可能性のある生徒の就職支援を推進するとともに、実践事例を蓄積し、県下の学校に成果を発信する。

3. 主な成果

(1) 合理的配慮の提供に関すること

- 合理的配慮の提供に関する理解・啓発用リーフレットの作成を行い、各学校での研修や、特別支援学校の巡回相談等での活用を図ることができた。この理解・啓発用のリーフレットには、これまで収集した事例等を掲載するとともに、学識経験者や関係機関、研究指定校の教職員、教育事務所等の指導主事等が出席する「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会（切れ目ない支援体制充実運営協議会）」での協議内容を反映させることができた。特に、リーフレットの内容を基に、新任特別支援学級担当者研修会や特別支援教育コーディネーター養成研修会など、県教育委員会が主催するあらゆる研修の機会を捉えて、合理的配慮の提供に関する基本的な考え方や提供までの手続き、実際の学校での取組事例などについて具体的に啓発を図ることができた。
- 合理的配慮の提供に関する教育講演会を実施し、参加した181人の教職員に対して合理的配慮の提供に関する理解・啓発を図ることができた。講演会の感想の中には、「教師の心のバリアフリーから取り組んでくことが多い現状だが、校内での特別支援教育の研修に力を入れていきたい。」「各学校が抱える課題に応じて具体的に参考になるツールが分かり、ありがたかった。」等の感想が多く寄せられ、校内での支援体制の整備や教師の力量形成のための取組の重要性を再確認したり、具体的にどのように進めていけばいいかという点についてヒントを得たりする機会となった。
- 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが学校を訪問して、合理的配慮の提供及び支援方法や校内支援体制の構築に関する助言等を行うことで、適切な合理的配慮の提供を可能にするとともに、学校だけでなく関係機関と連携した取組につながるケースがあった。この学校訪問における指導助言の件数は、令和元年度においては訪問校数78校、計103回に及び、その中から各学校の参考となる好事例が38件報告された。この事例については、更に内容を精査した上で、独立行政法人特別支援教育総合研究所のインクルDBへの掲載準備を進めるとともに、当県でもまとめて広く情報発信する予定である。
- 学習障害のある児童生徒に対する合理的配慮の提供については、各学校の抱える課題が多い現状にある。その課題解決のために、鹿児島大学教育学部と連携し、協力を依頼した小学校の全学年の児童に対して「読み書きに関するアセスメント」を実施し、その結果についてフィードバックすることができた。
- 「障害者差別解消法」の周知に係る学校訪問や通級指導教室設置校における合理的配慮に関する連携状況などをおして、学校の合理的配慮の提供を含む特別支援教育体制を把握することができた。この結果を踏まえて、来年度作成予定の「活用モデル（案）」の内容検討に生かすことができた。

(2) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携）に関すること

- 支援が必要な幼児児童生徒に対する就学前から高等学校卒業後までの一貫した切れ目ない支援の充実を図るため、大学や福祉、医療等の関係機関、親の会等の関係者からなる「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会（切れ目ない支援体制構築充実運営協議会）」を設置（平成30年度～）し、「移行支援シート」の作成・活用における課題やその課題に対する解決策等について協議することができた。その協議内容と学校間連携の取組例等を踏まえて、学校間連携に関する研修用プレゼンテーション資料にまとめ、各教育委員会等に配布し、研修会等での活用を図ることができた。

- ・ 1 教育事務所管内をモデル地域に指定し、中学校等から高等学校への引継ぎに関する調査を実施するとともに、モデル地域内の全ての県立高等学校を訪問することができた。今年度の学校訪問において、高等学校での合理的配慮の提供や引継ぎに関する取組の現状と課題を把握するとともに、校内特別支援教育体制の充実に向けた協議等を行い、その内容を踏まえて、高等学校での特別支援教育推進や引継ぎを行う体制の例を示すことができた。
- ・ 令和元年度、「移行支援シート」等を利用した引継ぎの状況としては、引継ぎを受けた学校数で小学校 54.3%から 60.4%、中学校 73.8%から 78.7%へ、引継ぎ人数で小学校 50.6%から 67.7%、中学校 46.8%から 52.3%へと前年度の状況よりも増加しており、幼稚園・保育所等及び小学校での理解が進んできている。

(3) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（就職支援）に関すること

- ・ 発達障害等のある生徒の自己理解を深め、就職先へ必要な支援に関する情報を引き継ぐために、当県が作成した「自分の得意・不得意 気づきシート」、「サポートシート」、「就職支援シート」の活用のために、研究協力校（高等学校）の教職員や企業関係者、就労関係機関、学識経験者等からなる「就職支援に関する連携協議会」を設置し、今後の活用方策について協議を行い、施策の推進に生かすことができた。
- ・ 研究指定校における発達障害の可能性のある生徒の就職支援に関する実践事例を基に、理解啓発用リーフレット「高等学校における支援が必要な生徒の就職支援の充実に向けて」を作成し、公立高等学校及び全ての教育事務所と教育委員会、関係労働機関に配布することができた。
- ・ 「自分の得意・不得意 気づきシート」や「サポートシート」を進路学習の一環として活用した取組や教育相談資料として使用した取組等により、生徒の自己理解へとつながったケースが見られた。
- ・ モデル地域内の高等学校参観において、高等学校の教職員の特別支援教育に関する理解の現状や特別支援教育コーディネーターが必要と考える研修内容、知りたい情報等を把握し、その内容について、リーフレット「高等学校における支援が必要な生徒の就職支援の充実に向けて」の中に組み込むことができた。来年度の研修会の内容への反映については、今後取り組む予定である。

4. 拠点校における取組概要

① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(ア) 感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

【対象児童の実態】

A児童は、高機能自閉症とパニック障害の診断を受けている小学3年生の男児である。感覚過敏があり、大きな音が苦手、決まった服と帽子しか着用しない、食感やにおいが嫌で給食を食べることができないなどの状況が見られる。また、強い不安やこだわりのために、在校時間が短く、学校行事や集団学習などで情緒が不安定になる様子も見られる。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

A児童について、小学校は入学前に幼稚園及び児童発達支援事業所から、状態像や特性、配慮事項等について引継ぎを受けていた。入学後は引き継いだ情報や内容を基に、学校行事への参加の方法や不安への対応方法など、学校全体で共通理解し共通実践を行っていた。学校での様子について保護者と情報交換する中で、本人の不安やこだわりへの対応について配慮の申し出があり、校内支援委員会において合理的配慮の内容を検討していった。

【合理的配慮の提供に関する実際】

A児童については、校内支援委員会での検討を継続して行いながら、個別の指導計画に基づき指導・支援を行い、評価を繰り返しながら実践している。

A児童が抱える課題として、感覚過敏からくる登下校時の服装の問題や大きな音への対応、給食が食べられないことへの不安などがあった。その課題に対する合理的配慮として、登下校時は本人が着用できる服と帽子で登校すること、イヤーマフを必要に応じて使用すること、無理に在校時間を延ばすのではなく本人が参加できる授業を増やすことに主眼を置いて対応方法を工夫することとなった。

特に初めての学習活動（学校行事や合同学習等）については強い不安を感じ、参加が難しい状況があったが、遠い場所からの見学から徐々に距離を短くしていく、できる部分での参加を促すなど、段階を追って学習活動に参加できるよう配慮することで、参加できる時間や内容が増えていった。また、イヤーマフをつけると苦手な音が軽減されるということに本人自身が気付き、自分から装用する場面も多く見られるようになった。その結果、楽しい雰囲気のある活動であれば参加できるようになったり、苦手な音を出す田植え機に乗れるようになったりしたことで、本人の自信につながった。

保護者や本人と確認しながら、合理的配慮の提供を行うことで、学校での滞在時間は他の児童に比べて短い、ほぼ毎日登校することができるようになった。

- (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

【対象児童の実態】

C児童は、通常の学級（複式学級）で学ぶ小学5年生の男児である。

授業内容の理解に時間を要し、習得したと思われる内容も時間がたつと忘れてしまう、おとなしく優しい性格で、周囲に助けを求めることが苦手である、文章を読んだり書いたりすることが苦手で活動が滞ってしまうといった課題が見られる。学年が上がるにつれ、周りの評価を気にして、個別の指導を受けることに抵抗を示す様子や、友達と比べて自信をなくしている様子が見られる。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

C児童については、これまで担任による配慮や特別支援教育支援員の支援等で対応しながら、保護者に学校での様子を伝えてきたが、支援方法や困っている状況の共通理解まで保護者となかなか行うことができなかった。5年生になり、C児童が他者と比較して自分のことを見つめる年齢に入ってきたことにより、心理的な面での不安が大きい状態が顕著になったため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターへ巡回相談を依頼しアドバイスをもらったり、個別の指導計画を軸にした校内支援委員会での検討を繰り返したりしながら、保護者との相談を重ねてきた。その結果、本人の心理面での抵抗感に配慮しながら、本人の得意な学習方法や学校全体での支援体制を活用していくこととなった。

【合理的配慮の提供に関する実際】

C児童については、校内支援委員会や日常的な情報交換の場で共通理解を図るとともに、担任や特別支援教育支援員、学習指導に当たる職員との連携体制を整備していった。

C児童が抱える困難さに対する合理的配慮として、5人の職員で構成する学習支援チームがサポーターとして授業に入る時間を設定する、本人の得意なスモールステップでの継次処理的学習方策を活用した個別指導を行う時間を設定する、課題や宿題の内容や量を調整する、分からないことがあったときに誰でも支援が受けやすい雰囲気をつくって支援するなどの内容について提供することとなった。

誰でも支援を受けることができるようにすることで、自分だけが支援を受けることは恥ずかしいという思いを感じるものがなくなり、自分のことを見てもらえているといった安心感を得ている様子や、できる経験を積み重ねて自信をつけている様子が見られるようになった。その結果、楽しく学習に取り組む時間が増え、学習内容への理解も深まってきた。

② 合理的配慮の提供プロセスに関する研究

- (ウ) 高等学校の入学者選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究

【対象生徒の実態】

D生徒は、現在高等学校1年生で、自閉スペクトラム症及び注意欠陥多動性障害の傾向が見られる。

授業中は集中力が続かず、机に伏せて寝ていたり、横や前後の生徒に話し掛けたりすることが多い。時と場をわきまえない面があり、うまく気持ちを伝えられないときに友達をたたくなどのトラブルが多く見られた。視覚過敏があり、文字の量が多すぎたり文字間隔が詰まっていたりすると圧迫感を感じる様子が見られる。特に地図については、地図を見ると非常にいらいらすると本人が訴え、情緒が不安定になることが多い。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

D生徒については、高等学校の入学選抜において留意してほしいこととして、視覚過敏に対する配慮の申し出が中学校からあった。これまで中学校で行われてきた配慮を参考に、中学校と高等学校で情報交換を行いながら、合理的配慮の内容について検討し、問題用紙及び解答用紙ともにA3サイズに拡大したものを準備し、別室での受検を認めることとした。

【合理的配慮の提供に関する実際】

高等学校に入学後、D生徒について保護者と教育相談を行ったり、小学生の時から利用している通所支援事業所の職員と情報交換を行ったりしながら、D生徒の実態把握と必要な支援や配慮の内容について検討した。その中で、高等学校の入学選抜時と同じように配布プリント等の文字の大きさやレイアウトへの配慮、クールダウンのための部屋の準備、マナーや使用上のルールの設定について配慮することとした。

具体的には、使用する文字サイズは基本的に12フォント以上を使用し、文字の量を考えすっきりとしたレイアウトを考える、板書の量を調整し箇条書きにしたり、キーワードを囲ったりするなど視写しやすくする、情緒が不安定になりそうときは許可を得てから教室後方の席に移動したり、ルールを確認しながら別室を使用したりするなどである。

D生徒については、中学校からの引継ぎ、保護者との面談、通所支援事業所からの資料等、全教職員で共通理解し、共通対応することができており、落ち着いて学習に取り組むことができるようになってきている。

(オ) 高等学校の入学試験を前提に実践した合理的配慮の学習評価の在り方の研究

【対象生徒の実態】

E生徒は、読み書きに苦手さをもつ通常の学級で学ぶ中学1年生である。

読み書きの困難の中でも、特に文章の読み取りにおける苦手さが大きく、小学校在籍時にもテストの際には、必要に応じて問題文等の読み上げを行っていた。

社会科など、人物名や重要語句などは挿絵や資料などから読み取り、教師の発問に対して自分の考えを伝えることができる。書く場面では、板書の書き取りやノートへの転記などで困難さが見られる。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

E生徒については、中学校入学時に、保護者より小学校での支援内容や現在の実態等について、情報提供があった。その後、中学校での学習内容と定期試験等の内容から、本人及び保護者から必要な合理的配慮の提供について申し出があり、校内支援委員会で、

合理的配慮の提供内容について検討することとなった。

【合理的配慮の提供に関する実際】

E 生徒に対する合理的配慮として、通常の授業場面では、聴覚情報を多くするなどの配慮を行うこと、学習支援員による読み上げのサポートを行うことなどについて提供することとなった。

現在は、上記の合理的配慮の提供を行いながら、高等学校の入学試験を視野に、小学校で行っていた問題文の読み上げがよいのか、ルビ振りで対応できるのかなど、本人、保護者と相談しながら進めているところである。

③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究 (カ) 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

【対象児童の実態】

F 児童は、日本で生まれた後、母国に帰国し、平成 29 年度に転入してきた小学 3 年生の男児である。自閉症及び注意欠陥多動性障害の診断を受けている。2 年時までは通常の学級に在籍していたが、3 年時から自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している。

日本語の理解という面では、ある程度コミュニケーションはとれているが、教師からの質問に対して「分からない。」と言う場面は見られる。難しい課題になると、姿勢が崩れやすく、いすから腰を浮かしたり、離席したりするなど落ち着きがなくなる様子が見られる。また、作業に時間が掛かることから意欲や自信が低下している様子や、自分から友達にアプローチすることが難しい様子が見られる。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

F 児童については、教育相談時に、学習内容を身に付け、友達との関わりをうまく築くことができるようになること、見通しをもった生活を送ることができるようになること、日本語の力を高めてほしいといった保護者の願いが担任に伝えられ、具体的な支援方法や配慮について、F 児童の実態を基に校内支援委員会で検討し、提供していくことになった。

【合理的配慮の提供に関する実際】

F 児童については、校内支援委員会での検討を経て、個別の指導計画を作成して指導・支援に当たっている。具体的な配慮としては、集中して学習に取り組むことができるようにゲームの要素を取り入れたり、一単位時間の展開を細かく区切ったりする、友達よさに気づき、交流することの楽しさを味わうことができるようなグループ活動を設定する、友達との関わりがうまくいかないときの対応方法を具体的に伝える、日本の風習に触れる活動を多く取り入れるなどを設定した。

日常の学習場面において、学習方法の工夫をすることで、集中して学習に取り組む時間が増えたり、交流学級の中で落ち着いて学習や活動に取り組むことができたりするようになってきた。

【対象生徒の実態】

G生徒は、アスペルガー症候群の診断がある外国籍の中学2年生である。

日本語の理解という面では、来日した小学生のときから日本語教室に通っており、大きな困難さは見られない。しかしながら、他人とコミュニケーションをとることが難しい、ルールを守ることに對してこだわりが強いなどの状況があり、休み時間など一人で過ごすことが多かったり、周囲と自分を比較してしまい、心理的に不安定になる様子が見られたりする。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

G生徒については、教育相談時に、保護者からスクールカウンセラーの活用と本人の特性に応じた対応についての要望が担任に伝えられ、具体的な支援方法や配慮について、校内支援委員会で検討し、提供していくことになった。

【合理的配慮の提供に関する実際】

G生徒の在籍する中学校には、適応指導教室が設置されているだけでなく、近隣の学校に日本語教室が設置されており、日本語指導が必要な生徒や学校生活への適応等に課題のある生徒に対して、丁寧に対応できる環境が整っている。そこで、適応指導教室のスクールカウンセラーや養護教諭との相談体制を整備し、G生徒が自分のことを振り返りながら友達とうまくコミュニケーションをとる方法についてアドバイスしたり、自己肯定感が低くなっている状態を改善したりするための時間をとっている。また、日本語教室と連携し、授業で理解できなかった内容を日本語指導の視点から補充指導するとともに、スモールステップでの学習や会話を吹き出しに書いて整理する学習など情緒面への配慮も行いながら指導できるようにしている。また、タブレット端末やパソコンのアプリなどを活用したコミュニケーション力の向上や自己理解の深化につながる学習にも取り組んでいる。

保健室や適応指導教室というG生徒が相談できる場所を校内に準備することで、「不安定になる」→「相談する」→「情緒が安定する」→「授業に参加する」という流れで取り組めることが多くなるなど、自分自身で情緒や行動をコントロールする力が身に付きつつある。

(キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

【対象生徒の実態】

H生徒は、通常の学級に在籍している注意欠陥多動性障害の傾向がある中学3年生の女子生徒である。

小学校中学年頃から情緒面の不安定さが顕著に見られ、不登校の状態にあった。中学校に入学してから学級に入れずに欠席や遅刻が多い状況にある。知的な面での遅れはなく、学習内容についてはある程度理解できているが、正確にできないことに強いストレスを感じており、そのことが学習内容の理解の難しさや学習面での遅れ、学習意欲の低下につながっている。

また、服薬の影響から朝起きるのが難しかったり、登校しても眠気が強く出たりする

状況が見られている。情緒が不安定になったときには、かばんを踏んだり蹴ったりする、自分の制服を破るなどの激しい行動で意思を表出することがある。

【合理的配慮に関する申し出と合意形成の状況】

H生徒については、中学校入学時に保護者から担任に対して、学習面及び学校生活上の個別の配慮を行ってほしいという相談があり、小学校からも個別の教育支援計画等による引継ぎを受けていたため、校内支援委員会で支援方法等を検討しながら対応していた。2年生になり、H生徒の在籍する学校で実施していた不登校生徒に対する対策プロジェクトの一環で取り組んでいる別室学習の利用についての申し出があり、校内支援委員会等での検討を経て別室学習の利用を開始することとなった。

【合理的配慮の提供に関する実際】

H生徒については、学級担任を中心として個別の教育支援計画を作成し、指導内容や指導方法の留意点等について学年部で共通理解を図っている。また、H生徒自身が別室で行う1日のスケジュール表に、自学自習の学習計画を作成して記入したり、学習状況を振り返りながら自己評価したりすることで、主体的に生活管理ができるよう工夫している。

H生徒が抱える困難さに対する合理的配慮として、不注意になりやすい特性への対応として見て分かる視聴覚教材を活用するなどの教材の工夫、学習内容の量の調整などの自学自習の学習内容の配慮、文字を書くことへの抵抗感への対応として書く活動の量や内容の調整、書きやすさの配慮、クールダウンする場所や時間の設定、望ましい行動を学ぶための時間の確保などを行うこととなった。

学級担任や別室学習の担当者、特別支援教育コーディネーター等、H生徒に関わる全ての教職員が連携して、状況把握を行いながら合理的配慮を提供してきたことで、情緒的に安定した状態で学校生活を送ることができるようになった。また、当初苦手としていた自学自習の計画立案や一日の学習の振り返り（自己評価）においても、3年生の後半には、自分で計画を考えて記入したり、自己を客観視して評価したりすることができるようになった。また、自学自習の生活管理の取組を通して生活習慣への意識化を図ったことにより、家庭における生活習慣が改善したり、高等学校進学に向けて意欲が高まったりするなど取組の成果が波及した。

5. 今後の課題と対応

(1) 合理的配慮の提供に関すること

【課題】

- ・ 当県は離島も多く、南北600kmに渡っているという地理的条件もあり、県内全ての学校において「障害者差別解消法」に対する十分な理解、合理的配慮の適切な提供という点では、まだまだ課題がある。情報発信の方法を工夫しながら、継続して理解・啓発のための取組を充実させていく必要がある。特に、学校だけではなかなか解決しにくいケースや、より専門的な観点からの助言や連携を必要とするケースなども増えてきている現状がある。
- ・ 特別支援学級在籍児童生徒数の増加は著しく（平成27年度比2,626人増、1.9倍）、令和元年度、公立小・中学校の通常の学級及び公立高等学校に在籍している支援が必要な児童生徒の割合は全児童生徒数の8.6%にのぼる。特別支援学級に在籍している児童生徒に対

する合理的配慮の提供はもちろんのこと、小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍している児童生徒に対しても合理的配慮の提供を適切に行うことは課題であり、関係機関や相談窓口等について周知を図りながら、合理的配慮の提供を進めていく必要がある。

【課題解決に向けた対応】

- ・ 合理的配慮の提供事例の収集に関しては、運営協議会において各教育事務所に意図や手続き等についての共通理解を行いつつ、特別支援学校のコーディネーターからの支援依頼の手続き等の周知を管内の市町村教育委員会に対して行うよう依頼し、多くの事例を集めるように努める。さらに特別支援教育コーディネーターとの事前研修会において、事例収集の際の留意点を共通理解できるようにする。
- ・ 対象事例については、校内の人的リソースを中心とした合理的配慮の内容検討だけにとどまらず、校内の状況や対象児童生徒の置かれている環境等を勘案し、関係機関等とのつなぎを行い、積極的に連携を図りながら対応できるようにする。なお、連携が進むように、関係機関の役割等を示した「連携チャート図」等の整理も併せて行うようにする。
- ・ 研究指定校での取組及び特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる事例収集については、校内支援体制の整備や合理的配慮の提供、学校間連携等についての情報をまとめて各学校の課題に応じて活用できることを目的として作成予定の「活用モデル」(仮称)及びリーフレットにまとめ、理解・啓発資料としての活用を推進できるようにする。
- ・ 県教育委員会における「障害者差別解消法の周知に係る学校訪問」を継続して実施するなど、「障害者差別解消法」の理解・啓発に積極的に取り組むとともに、合理的配慮に関する教育講演会を開催し、教職員の合理的配慮に関する更なる理解・啓発に努める。
- ・ 鹿児島大学教育学部との連携を図り、読み書きに関するアセスメントを基に、具体的な支援方法を検討し、継続してその支援の経過や児童生徒の変容等を評価していく取組を行い、支援が必要な児童生徒への合理的配慮の提供や支援の充実についての方策を具体的に検討する。

(2) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（学校間連携）に関すること

【課題】

- ・ 令和元年度、「移行支援シート」等を利用した引継ぎの状況としては幼稚園・保育所等及び小学校での理解が進んできている状況はあるが、中学校から高等学校への引継ぎ件数は50.0%であり、支援の必要な生徒に対する引継ぎという面では課題が大きく、中学校の意識を高めていく必要がある。
- ・ 今年度実施した高等学校訪問をとおして、高等学校において支援が必要と判断している生徒と、中学校において支援が必要と判断していた生徒の捉え方と人数に差があることが分かった。また、通常の学級に在籍している支援が必要な児童生徒の引継ぎに際して、「移行支援シート」の活用が進んでいない現状があり、引き継ぐためのツールとしての有効性を更に検討する必要がある。

【課題解決に向けた対応】

- ・ 平成30年度及び令和元年度を取組を通して作成した「学校間連携に関する研修用プレゼンテーション資料」を研修会等で活用し、学校間連携の重要性についての意識を高める。
- ・ 令和元年度に引き続き、モデル地域を指定し、当県の課題である中学校から高等学校へ

の引継ぎに焦点を当てて、学校間連携調査を実施し、引継ぎの現状を具体的に把握するとともに、引継ぎ事例の高等学校入学後の適応状況及び合理的配慮の提供状況等を把握し、引継ぎモデルとして整理する（「活用モデル」（仮称）への反映）。

- ・ 中学校から高等学校への引継ぎの状況を充実させるため、運営協議会において「移行支援シート」の様式や活用手順等について協議を行い、有効性について検討する。

(3) 合理的配慮の提供に関する体制づくり（就職支援）に関すること

【課題】

- ・ 公立高等学校の入学者選抜において、合理的配慮を提供した事例が、平成 29 年度 25 件、平成 30 年度 38 件、平成 31 年度 51 件と増加傾向にある。しかしながら、入学後の合理的配慮の提供に関しては、手続き等において学校間で差があるのが現状であり、高等学校での合意的配慮の提供に関する学校全体での取組や好事例等を情報発信等していく必要がある。
- ・ 高等学校においても障害者雇用枠での就労や福祉就労を視野に入れなければならない生徒が在籍しているケースがあるが、企業就労における障害者雇用や福祉就労についての知識や手続き、相談窓口等の情報が不足しているという課題がある。

【課題解決に向けた対応】

- ・ 就職支援に関する取組の充実を図るため、就職支援に関する連携協議会や高等学校訪問時に課題として挙げた障害者雇用や福祉就労についての知識や手続き、相談窓口等の情報に加え、関係機関等が分かるような「連携チャート図」等の整理を併せて行う。
- ・ 令和元年度に本事業の成果としてリーフレット「高等学校における支援が必要な生徒の就職支援の充実に向けて」の研修会での活用等を通して周知を図るとともに、「自分の得意・不得意 気づきシート」、「サポートシート」、「就職支援シート」を活用した実践事例を蓄積し、県下の学校へ発信する（「活用モデル」（仮称）への反映）。

6. 拠点校について

(小学校)

指定校名：H市立A小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	16	1	9	1	11	1	8	1	17	1	10	1
特別支援学級	0	—	0	—	2	—	1	—	1	—	0	—
通級による指導 (対象者数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	10	1	0	0	1	2	0	4	20

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害（1）、自閉症・情緒障害（1）

指定校名：I 町立B小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	85	3	79	3	77	2	80	2	87	3	85	3
特別支援学級	2	—	8	—	7	—	9	—	13	—	7	—
通級による指導 (対象者数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	31	1	0	0	1	5	0	4	44

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：3人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害（2）自閉症・情緒障害（7）
肢体不自由（1）

指定校名：J 市立C小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	48	2	43	2	46	2	52	2	51	2	49	2
特別支援学級	1	—	3	—	4	—	1	—	2	—	1	—
通級による指導 (対象者数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	14	1	0	3	1	3	0	2	26

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害（2）自閉症・情緒障害（1）

(中学校)

指定校名：K 市立D中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	88		3		73		2		80		2	
特別支援学級	2		—		2		—		1		—	
通級による指導 (対象者数)	—		—		—		—		—		—	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	18	1	0	0	1	1	0	3	26

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害（1）、自閉症・情緒障害（1）

(高等学校)

拠点校名：鹿児島県立E高等学校											
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数				
全日制	園芸工学科・農業経済科	18	1	16	1	18	1				
	生活情報科	24	1	10	1	18	1				
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員			
教職員数	1	1	0	18	1	0	6	3	0	0	33

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

拠点校名：鹿児島県立F高等学校											
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数				
全日制	普通科	22	1	20	1	15	1				
	情報処理科	27	1	22	1	9	1				
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員			
教職員数	1	1	0	21	1	0	3	3	1	0	34

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

7. 問い合わせ先

組織名：鹿児島県教育委員会

担当部署：鹿児島県教育庁義務教育課特別支援教育室